

## 生態系保全等に係る化学物質審査規制検討会における検討事項 (第1回配布資料の議論のポイント+経過の概略)

### 1. 化学物質の審査・規制への生態系保全の観点の追加の必要性

<主に第1～2回検討会で検討>

生態系に影響がある化学物質にはどのようなものがあるか

- ・国内の影響発現：TBT 貝類、除草剤 藻類、殺虫剤 ミジンコ、漁業被害
- ・国内リスク評価等：保健部調査のニルフェール等、他に環境濃度が影響濃度を上回っている物質あり、「フォロー物質」
- ・国際的規制：POPs、TBT、EUの塩素化パラフィン等

諸外国では生態系の保全の観点での化学物質の審査・規制が行われているか

- ・OECD：上市前最小データセットに関する理事会決定(1982)、SIDS(1990)
- ・OECD諸国の審査・規制制度で目的に明記。生態影響試験を要求。

我が国の環境政策の中での、生態系保全のための法的措置

- ・環境基本法の理念、環境基本計画(自然との共生) 環境アセス、自然環境保全 等
- ・化審法の制定趣旨(製品=「表口」から出る物質の事前審査と問題発生 of 未然防止)

以上を踏まえ、我が国でも、化学物質の審査・規制に生態系保全の観点を追加することは必要ではないか。

### 2. 化学物質の生態系への影響評価の技術的な対応可能性

<主に第2～3回検討会で検討>

生態系を評価する試験方法の国際的な整備状況

- ・OECDの生態影響テストガイドライン(1984～)およびGLP(1981)

試験結果に基づく生態影響の評価、評価結果の法的措置における活用可能性

- ・米、EU、OECD、GESAMPの評価方法。米、EU、GESAMPでは評価結果を法的措置に反映。

我が国で生態影響評価試験は対応は可能か

- ・OECDテストガイドライン、環境省GLP(化審法GLP準拠)に対応可能な実験施設等

構造活性相関((Q)SAR)は活用できるか

- ・安全評価はできないが、スクリーニングには有用? <一部、今回も検討>

以上を踏まえ、化学物質の生態影響評価は技術的に対応可能といえるだろう。

### 3．生態系保全に係る審査・規制のあり方

諸外国での生態系保全に関する審査手法、規制方法など

・米、EU、豪、加の審査・規制制度 <第3回で紹介。必要に応じ今回も検討>

化審法に生態系保全の観点からの審査・規制を盛り込むとすると、具体的にどのような内容が考えられるか。その際の問題点は何か。

<今回、主に検討>

### 4．これらに関連した化学物質の審査・規制体系の見直し事項、留意事項等

<今回～主に次回検討会で検討>